

ひめボス宣言事業所認知拡大プロモーション事業委託業務仕様書

1 業務名

ひめボス宣言事業所認知拡大プロモーション事業

2 業務の目的

県では、若年層の転出超過の解消に向け、女性活躍や仕事と家庭の両立支援などを積極的に取組む企業を県が認証する「ひめボス宣言事業所認証制度」を創設し、すべての人がいきいきと働ける環境づくりと企業の成長に向けた後押しを行っている。また、「ひめボス認証制度」の認知度向上を図り、ひめボス認証企業の魅力を効果的に伝え、就職先選択におけるひめボス認証の価値を高めることで、人材確保、働きがいのある環境の実現、ひいては少子化対策に貢献することを目指している。

本事業では、高校生や大学生などの若年層をターゲットに、デジタルプロモーションを活用した各種施策を実施し、ひめボス認証企業の認知・興味関心の獲得を図ることで、ひめボス認証企業が、若年層に「選ばれる企業」として、ブランド力向上や優秀な人材確保に寄与することを目的に実施する。

3 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 ターゲット

本事業の主要ターゲットは、県内の大学・高校に在籍し、卒業後に県内企業への就職を検討している学生とする。

以下にペルソナ像を例示するので、これを参考に、根拠を示した上で、具体的なペルソナ像を設定し、提案すること。

(以下、ペルソナ像例示)

(1) 大学生ペルソナ

- ・ 愛媛県内の大学に通う3年生の女子学生。
- ・ 地元愛が強く、卒業後は愛媛県内で就職することを検討しているが、具体的には決まっておらず、県外企業を含めて就職先を探している。
- ・ 仕事とプライベートの両立を重視し、ワークライフバランスの整った企業で働きたいと考えている。
- ・ SNS（特にInstagram、X(旧Twitter))を頻繁に利用し、情報収集を行っている。
- ・ 将来はキャリアアップを目指しており、女性が活躍できる企業に魅力を感じている。

(2) 高校生ペルソナ

- ・ 愛媛県内の高校に通う2年生の男子学生。
- ・ 進路について考え始めたばかりで、将来どのような仕事に就きたいか模索中。
- ・ 地元企業の情報に触れる機会が少なく、どのような企業があるのかよく知らない。
- ・ SNS（特にTikTok、YouTube）で動画コンテンツをよく見ている。
- ・ 部活動に熱心に取組んでおり、オンオフの切り替えができる働き方に興味がある。

5 KPI

本事業の目的を達成するために、以下に「認知段階 KPI」と「興味関心 KPI」をそれぞれ例示するので、これを参考に、根拠を示した上で、効果的と思われる KPI を設定し、提案すること。

なお、これらの KPI は、県と協議の上、事業開始前に決定する。

(以下、KPI 例示)

(1) 認知段階 KPI 例

- ・ SNS リーチ数：〇〇人以上
- ・ インプレッション数：〇〇回以上
- ・ 動画再生回数：〇〇回以上
- ・ ウェブサイトへの新規訪問者数：〇〇人以上
- ・ デジタル広告インプレッション数：〇〇回以上
- ・ デジタル広告クリック数：〇〇回以上
- ・ 広告換算値：〇〇円以上

(2) 興味関心段階 KPI 例

- ・ SNS エンゲージメント率 (いいね!、コメント、シェアなど)：〇〇%以上
- ・ ウェブサイトの特定ページ閲覧数：〇〇ページビュー以上
- ・ イベント参加者数：〇〇人以上

6 事業内容

本事業では、マーケティングファネル（認知→興味関心→比較検討）に基づき、オンライン施策を展開する。（令和7年度は認知、興味関心層へのアプローチに重点に置くこととし、興味関心、比較検討層に対してのアプローチについては次年度以降での検討とする。）ひめボス学生向け HP への流入促進と、SNS を活用した多角的な情報発信とユーザーエンゲージメント向上施策を実施し、各ファネルにおける KPI 管理を行う。

(1) SNS 活用

- ・ ターゲット層に合わせた SNS プラットフォーム（例：Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook、YouTube、TikTok など）を選定し、公式アカウントを運用すること。
- ・ 各ファネルに合わせたコンテンツを企画・制作・配信すること。
 - 認知段階
インパクトのあるビジュアルコンテンツ、短尺動画、インフルエンサー活用、共感を生むストーリーテリングなどを通じて、ひめボス宣言事業所認証制度の存在を広く知らせること。
 - 興味関心段階
認証事業所の紹介、社員インタビュー、ワークライフバランスに関する情報、キャリアパスに関する情報などを発信し、ひめボス認証事業所への興味を深めること。
※次年度以降想定（比較検討段階へのアプローチ）
認証事業所の特徴比較、就職活動に役立つ情報、イベント情報などを提供し、具体的な行動を促すこと。
- ・ ターゲット層への訴求力を持つインフルエンサーを選定し、情報発信やイベント等への参加を依頼することで、情報拡散及び機運醸成を図ること。
- ・ SNS 広告を活用し、ターゲット層へのリーチを拡大すること。

- ・ キャンペーン、クイズ、アンケート、ライブ配信などを実施し、ユーザーエンゲージメントを高めること。
 - ・ SNS 分析ツールを導入し、リーチ、エンゲージメント、コンバージョンなどを可視化すること。
- (2) デジタル広告
- ・ ターゲット層に合わせたプラットフォーム（例：SNS 広告、検索連動型広告、ディスプレイ広告など）を選定し、デジタル広告を展開すること。
 - ・ 「ひめボス宣言事業所」の認知を最大化するためのクリエイティブ、ターゲティング、配信設定を行うこと。
 - ・ 広告効果測定ツールを導入し、インプレッション、クリック数、コンバージョンなどを可視化すること。
- (3) PDCA の実施
- ・ 事業実施期間を通じて、PDCA を回しながら、広告内容、配信対象、配信方法、オウンドメディア及び SNS 内容等について、県と協議しながら、継続的に改善を図ること。
- (4) 効果測定及び報告業務
- ・ 効果検証スキームについて、概要や考え方を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
 - ・ 広告配信状況や SNS の運用状況、Web サイトのアクセス分析を行い、月次でレポートを作成し、提出すること。
 - ・ 本業務について、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）、効果的な SNS プラットフォーム等を分析・検証しながら、事業の状況に応じたターゲティングの変更、SNS プラットフォームの絞り込み等、改善策を県と協議の上、実施すること。
 - ・ 広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。
- (5) 留意事項
- ・ 本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者へ再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

9 著作権の譲渡等

- (1) 本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。
- (2) 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得られる成果物の著作権者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 発注者は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
 - ・ 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
 - ・ 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
 - ・ 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
 - ・ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 個人情報の保護

個人情報の保有、利用および管理については、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、同法令の規定に基づき処罰される場合がある。おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

12 その他

業務実施にあたっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。